

令和8（2026）年度事業計画

【基本方針】

鳥羽市における2025年12月末現在の人口は、16,000人余に対し、65歳以上の総人口割合は41.9%と、全国平均を大きく上回るスピードで推移しております。

この人口減少は今後も続き、2040年には約1万人、2050年には8千人台になると予測され、特に社会を支える生産年齢人口（15歳～64歳）の減少が顕著で、2040年には50%の減少となる見込みです。

人口減少に伴い、鳥羽市内では空家・空地対策も顕在化し、主要産業である観光業も求人倍率は高いものの、人材確保が難しい状況になってまいります。

このような環境下におきまして、国の施策として定年延長等の高齢者雇用確保措置が推進され、退職者年齢がより一層高齢化し、健康で就業意欲に満ちた会員の確保が厳しくなっております。しかしながら反面、このような高齢者に対し、地域に密着し組織的に就業の場を提供するシルバー人材センターへの期待と役割はますます大きくなってきており、これらの期待に応え、しっかりと役割を果たしていくことが、鳥羽市シルバー人材センターの存在価値と社会的評価を高めていくことに繋がるものと考えております。

令和8年度の鳥羽市シルバー人材センターは、このような高齢化社会の進展を踏まえ、「自主・自立、共働・共助」という基本理念のもと、国が定めた適正就業ガイドラインを順守し、安全就業を確保し、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿としての役割を果たしてまいります。

【重点目標】

鳥羽市シルバー人材センターでは、「自主・自立、共働・共助」という基本理念を踏まえ、国が定めた適正就業ガイドラインを順守しつつ、高齢者の安全就業を確保し、（1）会員数、特に女性会員数の拡大、（2）空家等管理業務および独自事業を含む、就業機会の拡大、（3）安全・適正な就業の徹底、（4）成長分野に係る事業の推進、（5）関係機関・関係団体との連携強化、（6）社会参加活動の推進、（7）事業運営基盤の強化、（8）会計処理体制の確立と会計処理の適正化、（9）フリーランス法への対応、（10）シルバー事業の受注業務における契約方法変更の準備・検討、（11）消費税における適格請求書等保存方式への対応（継続）を実施してまいります。

【行動計画】

重点目標を推進するための指針として、行動計画を定めます。

（１）会員数、特に女性会員数の拡大（最重要 継続課題）

1. コロナ前(H30)の会員数164名以上を目標

① 周知活動の強化

センター自らが発する会員募集と並行して、鳥羽市「広報とば」による協力をお願いしながら、センターの認知度を向上させ、事業の内容を広く知っていただくことが、会員数を増やす前提と考え、次の周知活動を積極的に推進してまいります。

a. 普及啓発活動の実施

全国シルバー人材センター事業普及啓発促進月間、「シルバーの日」（10月の第3土曜日）及び「TOBAひだまりフェスタ」の実施等、機会があるごとに普及活動に参加いたします。

b. ホームページの活用

“ホームページ”を活用して、リアルタイムな内容の更新・拡充に努め、シルバー事業の紹介、ボランティア活動やイベントへの参加等を通じたセンターの魅力を発信してまいります。

② 会員数、特に女性会員数の拡大

a. 会員の口コミによる加入促進

役職員、会員全員による家族・知人に対し、1人1会員入会の勧誘運動を強化してまいります。

b. 入会説明会の拡充

説明会参加希望者の都合により、事前予約による随時開催を継続します。

c. 女性会員の勧誘と受け入れ態勢の整備・強化

女性委員会を中心として、「TOBAひだまりフェスタ」等の地域イベントを通じ、会員勧誘活動強化に取り組み、職域の拡大や就業先の確保など、女性会員の受け入れ態勢の整備を強化してまいります。

③ 退会抑止の取り組み

未就業の会員・休眠状態の会員に対し、就業促進のため定期的に求人情報を発信し、積極的な就業斡旋を行います。

同時に非就業会員の継続制度を検討してまいります。

さらに新規入会説明会参加者に対し、就業先紹介までの間「仮登録」制度の導入を検討してまいります。

(2) 就業機会の拡大(空家等管理業務および独自事業計画を含む)

① 就業機会の拡大

a. 多様な働き方の推進

未就業会員への就業相談・促進を図り、高齢者の多様な就業ニーズに応じていくため、派遣就業や職業紹介による働き方を推進してまいります。

b. 企業訪問の推進

企業訪問等により地域企業のニーズを把握・収集すると共に、会員に就業現場の見学会を募り、希望職種とのマッチングを図ってまいります。

c. 会員及び関係機関との連携による就業開拓

会員自らの就業開拓に加え、鳥羽市無料職業紹介所、鳥羽市社会福祉協議会およびハローワーク伊勢等の関係機関とも連携して新たな就業先・職種情報を積極的に交換すると共に、会員勧誘と就業機会の拡大に努めてまいります。

② 空家等の適正な管理の推進

令和7年9月26日、鳥羽市と「空家等の適正な管理の推進に関する協定書」の締結をおこない、正式に共同で安全、衛生、景観、防犯等の面で地域住民の生活環境の保全を図るとともに、当センター内では、高齢者による地域社会での活動、貢献および就労の機会の増大を図る体制づくりを整備いたします。

※付随する業務として墓地清掃業務の在り方等も検討。

③ 新規独自事業計画を具体的に推進

自前財源の確保に努め、就業機会の拡大を図るため、新規独自事業開始に向けて組織した情報収集・対策検討チームのデータに基づき、事業計画を具体的に推し進めてまいります。同時に鳥羽市に共同事業企画の可能性の検討を働き掛けるとともに、他シルバーの独自事業実施状況・会計処理等を調査のうえ、早期開始を目指し、会員増とセンター自らの財務改善を推進してまいります。

④ 高齢者の多様な就業機会の確保

高齢者等に対し、身の回りの世話等を提供する福祉サービスや個人家庭を対象とする家事援助サービス、未就学児および小学生以下の児童を対象とする子育て支援サービス等、少子高齢化が急速に進展する中であって、対応が喫緊の課題となっており、女性会員を中心とする就業会員の確保等に取り組んでまいります。

⑤ 会員の資質向上のため研修会・講習会の開催

技能職の後継者育成のため外部講習会への参加：刈払機取扱い、伐木等業務のほか、有用な研修会・講習会参加を実施するとともに、事務局体制の整備を行ってまいります。

(3) 安全・適正な就業の徹底

① 安全・適正就業の徹底

シルバー人材センターの就業にあたっては、安全が最優先であり、個々の会員だけではなく組織全体の問題として認識を持つよう、会員への安全意識の普及啓発を行い、重篤事故・傷害事故の無い安全・適正な就業を徹底してまいります。

- a. 事故防止のため安全対策の徹底（会員・センター）
 - ・安全委員会による安全パトロールの強化
 - ・事故実例、ヒヤリ・ハット事例の分析と周知
 - ・器材・機械類の始業前点検、作業前安全確認の徹底
および作業終了後点検の実施
 - ・作業に適した服装、安全用具の装着
- b. 安全就業研修の充実
 - ・各種安全講習会の実施
 - ・安全就業月間の取り組み
 - ・連合会主催の安全就業推進大会、安全・適正就業パトロールに参加し、安全に関する知識の向上
 - ・各種技術・技能講習会への参加

② 健康面へのサポート

会員全員の健康診断受診を推奨し、センターからも情報提供等を行うことにより、フレイル予防を含め、会員の健康確保に努めてまいります。

③ 適正就業形態の推進

「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に沿った業務運営を推進し、請負・委任及び派遣契約について、適正に実施してまいります。

また、臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業については早期に是正してまいります。

（４）成長分野に係る事業の推進

地域社会に対する貢献度が高く、高齢者の多様な就業機会の確保につながる成長分野について、各事業の積極的な推進を図ってまいります。

（前述と重複しますが、列記いたします。）

- ① 福祉・家事援助サービスおよび子育て支援サービス
- ② 空家等管理対策
- ③ 墓地清掃等
- ④ 新規独自事業の計画・実施

（５）関係機関・関係団体との連携強化

鳥羽市をはじめとして、ハローワーク伊勢等関係機関との連携強化を図り、情報の収集に努め、会員・職員向け各種セミナー参加等により会員拡大および就業機会拡大に繋げてまいります。

また商工会議所、社会福祉協議会および観光協会とも連携を密にし、センターの活用について積極的に働きかけを行ってまいります。

（６）社会参加活動の推進

生涯現役社会実現に対応し、事業における量的な受入体制の拡充、多様な選択肢に対応できる就業等社会参加活動の領域拡大等の役割を果たすことに努めてまいります。

高齢会員の生活環境に合わせたボランティア活動を通じて趣味を生かしたサークル活動など生きがいづくり・仲間づくりができる社会参加活動を実施してまいります。

- ・「シルバーの日」（１０月の第３土曜日）を中心に、清掃活動の実施と「ＴＯＢＡひだまりフェスタ」等の各種イベントへ積極的に参加してまいります。

（７）事業運営基盤の強化

今後の財務見通しに基づき、自立的な運営基盤を強化するとともに高齢者の活躍の場を拡大するため、以下の事項を重点計画として推進してまいります。

- ① 理事会・各委員会等の活性化を図り、会員・役職員による入会促進、就業開拓等会員による運営参画を積極的に推進してまいります。
- ② 女性の役員登用に努めるとともに、女性委員会等の積極的な活用により、組織の活性化や女性会員の拡大に努めてまいります。
- ③ 業務効率化によりセンターの経営基盤を強化していく上でデジタル化の推進が不可欠になるため、早急に会員・職員への研修・教育を行ってまいります。

（８）会計処理体制の確立と会計処理の適正化（継続）

本年、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（いわゆる公益法人法）の改正に伴い、公益法人会計基準が大幅に見直されることになりました。

区分経理、会計基準移行等につきましては、完全実施までの移行期間には３年間（令和１０年３月まで）の経過措置がありますが、特に公益法人法第１４条から第１６条及び第１８条、第１９条につきましては、早期習熟に努めてまいります。

（公益法人法）

- ・ 第 14 条 公益目的事業の収入及び費用
- ・ 第 15 条 公益目的事業比率
- ・ 第 16 条 使途不特定財産額の保有の制限
- ・ 第 18 条 公益目的事業財産
- ・ 第 19 条 区分経理

（９）フリーランス法への対応（継続）

令和６年１１月１日に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆるフリーランス法）は、フリーランスとして就業するシルバー会員が、安心して仕事ができる環境を整えるために制定されました。

本法によりますと実務的には、特定受託事業者である会員（個人事業主）に対し業務を委託した場合、特定業務委託事業者であるシルバー人材センターは、「会員業務仕様書」（就業条件等）を明示する必要があります。

本件、書面による手渡しや郵送等の無駄・ロスを排除し、業務効率化による経営基盤を強化するため、会員に対し講習・研修会を継続し、会員サイト「Smile to Smile」を活用し、会員全員が利用できるようにデジタル化を推進してまいります。

(10) シルバー事業における新たな契約方法変更への準備（継続）

前掲「フリーランス法」施行に伴い、厚生労働省から全国のシルバー人材センターに向けて、同法の趣旨に則り新たな契約への変更指針が示されました。

この指針の中では、請負・委任において「お客様と会員」、「会員とセンター」、「センターとお客様」の三者で結ぶ包括的三者契約に変更することとされております。

当センターでは、この指針に則り新たな契約方法に移行する体制準備を整備してまいります。

（移行準備期） 令和8年度中

（移行予定期） 令和9年4月以降

(11) 消費税における適格請求書等保存方式への対応〈継続〉

令和5年10月1日に施行された「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）」により、仕入税額控除が全額控除ではなく、6年間に亘り段階的に一部認容の経過措置期間が設けられました。

これにより消費税増額部分につきましては、現状の契約形態を踏襲すればセンターの納税資金負担額が増え続けるため、自前財源確保の方策を継続して図ってまいります。

(12) その他

① 組織力の強化

a. 会員の意識の向上

会員が、公益社団法人の一員として、役職員と目標や意識を共有し、自主的・積極的に組織運営に取り組むため、会員自らが「自分たちのための、自分たちのセンター」であると思えるよう、意識の向上に努めます。

b. 役職員の体制充実と活性化

- ・他シルバー人材センターとの交流・研修等を通じて、当センターの課題の抽出および解決を図ってまいります。
- ・各種講習会への参加による役職員のスキルアップを図ってまいります。
- ・業務・事務処理のノウハウを引き継いでいくためのマニュアル化を図ってまいります。
- ・ミーティングを定期的を実施し、情報の共有化と役職員間におけるコミュニケーションを図ってまいります。

c. 防災への対応について周知徹底

将来、発生する可能性のある大地震や台風等の自然災害に対し、生命を守る対策の周知徹底を図ります。

d. S D G s への取り組み

(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)
発注者や地域のニーズに対応し、地域の高齢者が会員となり、就業機会の獲得、生きがいの創出及び社会参加により健康維持できる持続可能な社会の実現を目指します。

SDG s 17項目のうち、以下2項目の実現を目指します。

< 3 > すべての人に健康と福祉を

< 8 > 働きがいも経済成長も

(13) 会議・研修会

① 鳥羽市シルバー人材センター関係

- ・ 定時総会 : 6月 5日
- ・ 理事会 : 5月15日、9月、11月、2月、3月
- ・ 監事会 : 4月17日
- ・ 理事・監事研修会 : 都度参加
- ・ 職員研修会 : 毎月
- ・ 安全委員会関連 : 随時
- ・ 女性委員会関連 : 随時

② 三重県シルバー人材センター連合会関係

- ・ 定時総会 : 6月16日
- ・ 理事会 : 5月22日、6月16日、3月
- ・ 理事長座談会 : 11月26日
- ・ 事務局長会議 : 5月15日、6月、10月、3月
- ・ 各業務・担当国会議, 委員会 : 6月、8月、10月、2月
- ・ 会報(シルバーみえ)編集委員会 : 10月予定
- ・ 三重県安全就業推進大会 : 7月14日
- ・ 三重県シルバーの日 : 10月17日
- ・ シルバーいきいきフェスタ2026 : 10月予定

③ 全国シルバー人材センター事業協会関係

- ・ 定時総会 : 6月18日
- ・ 役職員研修会(新任理事) : 未定

④ 東海シルバー人材センター事業協会関係

- ・ 定時総会、交流会(静岡) : 6月11・12日

⑤ その他

- ・ 県内法人シルバー人材センター定時総会
: 各シルバー人材センター都合